

基発 0403 第 6 号
令和 5 年 4 月 3 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行等について

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 66 号。以下「改正省令」という。）及び化学物質関係作業主任者技能講習規程及び金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等の一部を改正する告示（令和 5 年厚生労働省告示第 168 号。以下「改正告示」という。）については、令和 5 年 4 月 3 日に公布及び告示され、一部の事項を除き、令和 6 年 1 月 1 日から施行及び適用することとされたところである。その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨及び概要等

1 改正の趣旨

金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業（以下「金属アーク溶接等作業」という。）に係る作業主任者については、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」という。）第 27 条において、事業者は、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（以下「特化物技能講習」という。）を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければならないとされている。

今般、特化物技能講習の受講者の多くが金属アーク溶接等作業のみに従事する者となっていること等を踏まえ、特化物技能講習の講習科目を金属アーク溶接等作業に係るものに限定した技能講習（以下「金属アーク溶接等限定技能講習」という。）を新設し、金属アーク溶接等作業を行う場合においては、金属アーク溶接等限定技能講習を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができることとするため、特化則等につい

て所要の改正を行ったものである。

2 改正省令の概要

- (1) 労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）の一部改正

作業主任者の選任に関する作業の区分、資格を有する者及び名称について、金属アーク溶接等作業主任者に係るものを追加したものであること（安衛則別表第 1 関係）。

- (2) 特化則の一部改正

ア 金属アーク溶接等作業については、金属アーク溶接等限定技能講習を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができることとしたものであること（特化則第 27 条第 2 項関係）。

イ 金属アーク溶接等作業主任者の新設に伴い、当該作業主任者の職務を新たに規定したものであること（特化則第 28 条の 2 関係）。

ウ 金属アーク溶接等限定技能講習に係る学科講習の科目等は特化物技能講習のものを準用することとしたものであること（特化則第 51 条第 4 項関係）。

- (3) 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号。以下「登録省令」という。）の一部改正

登録省令で定める登録教習機関の区分に金属アーク溶接等限定技能講習を追加することとしたものであること（登録省令第 20 条第 15 号の 2 関係）。

3 改正告示の概要

金属アーク溶接等限定技能講習に係る科目の範囲、講習時間等を規定したものであること。

4 施行期日等

- (1) 改正省令及び改正告示は、（改正省令の附則の一部規定を除き）令和 6 年 1 月 1 日から施行及び適用することとしたこと。

- (2) 登録教習機関の登録に関する所要の経過措置を設けること。

第 2 細部事項

1 特化則の一部改正関係

今回の改正は、事業者に対し、金属アーク溶接等作業を行う場合は、今回新設された金属アーク溶接等限定技能講習を修了した者のうちから金属ア

ーク溶接等作業主任者を選任することを可能とするものであり、当然、事業者は、従前どおり、金属アーク溶接等作業を行う場合において特化物技能講習を修了した者のうちから特定化学物質作業主任者を選任しても差し支えないこと。

2 化学物質関係作業主任者技能講習規程の一部改正関係

金属アーク溶接等限定技能講習に係る学科講習の時間数については、特化物技能講習の講習科目の範囲との違いを踏まえ定めたものであること。
また、金属アーク溶接等限定技能講習を修了した者が特化物技能講習を受講する場合において、特化物技能講習に係る講習科目の省略や講習時間の短縮は認められないこと。

3 関係通達の改正

平成 16 年 2 月 17 日付け基発第 0217003 号通達の一部を次のように改正する。

別添（技能講習修了証明書の様式）を次のように改める。

別添

技能講習修了証明書の様式

(表面)

労働安全衛生法による技能講習修了証明書																								
修了証明書番号																								
氏名																								
生年月日		年		月		日																		
発行日		年		月		日																		
有無																								
講習の種類	整地	基礎	解体	不整	高所	フォ	ショ	玉掛	床ク	小ク	ガス	コ破	地山	土止	ず掘	ず覆	型枠	足場	鉄骨	コ解	鋼橋	コ橋		
	採石	木建	はい	船内	ボ取	ボ揚	普圧	化圧	木材	ブレ	乾燥	酸欠	酸化	特化	鉛	四鉛	有機	地土	特四	石棉	ア溶			
有無																								

写真

指定機関名 印

(裏面)

種類	技能講習を実施した機関の名称	修了証番号	修了年月日

(注1) 大きさは、縦55ミリメートル程度、横85ミリメートル程度とする。

(注2) 「講習の種類」欄の略称は、それぞれ次の技能講習を表わす。

- | | |
|-------------------------------|-------------------------|
| 整地：車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転 | 基礎：車両系建設機械(基礎工事用)運転 |
| 解体：車両系建設機械(解体用)運転 | 不整：不整地運搬車運転 |
| 高所：高所作業車運転 | フォ：フォークリフト運転 |
| ショ：ショベルローダー等運転 | 玉掛：玉掛け |
| 床ク：床上操作式クレーン運転 | 小ク：小型移動式クレーン運転 |
| ガス：ガス溶接 | コ破：コンクリート破砕器作業主任者 |
| 地山：地山の掘削作業主任者 | 土止：土止め支保工作業主任者 |
| ず掘：ずい道等の掘削等作業主任者 | ず覆：ずい道等の覆工作業主任者 |
| 型枠：型枠支保工の組立て等作業主任者 | 足場：足場の組立て等作業主任者 |
| 鉄骨：建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者 | コ解：コンクリート造の工作物の解体等作業主任者 |
| 鋼橋：鋼橋架設等作業主任者 | コ橋：コンクリート橋架設等作業主任者 |
| 採石：採石のための掘削作業主任者 | 木建：木造建築物の組立て等作業主任者 |
| はい：はい作業主任者 | 船内：船内荷役作業主任者 |
| ボ取：ボイラー取扱 | ボ揚：ボイラー取付け工事作業主任者 |
| 普圧：普通第一種圧力容器取扱作業主任者 | 化圧：化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者 |
| 木材：木材加工用機械作業主任者 | ブレ：プレス機械作業主任者 |
| 乾燥：乾燥設備作業主任者 | 酸欠：酸素欠乏危険作業主任者 |
| 酸化：酸素欠乏・酸化水素危険作業主任者 | 特化：特定化学物質等作業主任者 |
| 鉛：鉛作業主任者 | 四鉛：四アルキル鉛等作業主任者 |
| 有機：有機溶剤作業主任者 | 地土：地山の掘削及び土止め支保工作業主任者 |
| 特四：特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者 | 石棉：石棉作業主任者 |
| ア溶：金属アーク溶接等作業主任者限定 | |